

公益財団法人宮崎文化振興協会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎文化振興協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 協会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定しない寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者により使途が特定された寄附金
- (3) 特別寄附金 協会があらかじめ使途を特定して募集する寄附金

(受入基準)

第3条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 寄附者がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附により、税を不法に免れる結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、協会に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(一般寄附金の募集及び使途)

第4条 協会は、常時、一般寄附金を募ることができるものとする。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用しなければならない。

(特定寄附金の募集及び使途)

第5条 協会は、常時、特定寄附金を募ることができるものとする。

2 特定寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発に関する事業
- (2) 歴史、民俗、神話等に関する知識の普及及び啓発に関する事業
- (3) 河川及びその周辺の自然、歴史、生活文化等に関する知識の普及及び啓発に関する事業
- (4) 文化、市民活動の促進及び公共サービスの維持・向上に関する事業
- (5) その他特定の事業

3 前項第1号から第4号に規定する事業への特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

4 第2項第5号に規定する事業への特定寄附金は、その受領の可否につき理事長の承認を得なければならない。ただし、その使途の指定や受領の可否の判断が重要な業務執行の決定に該当するものである場合には、理事会の承認を得なければならない。

5 前項により受領した特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

(特別寄附金の募集及び使途)

第6条 協会が、特別寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、使途及びその他必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 特別寄附金は、適正な募集経費を控除した残金の全額を協会が特定した使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額 30%以下でなければならない。

(一般寄附金、特定寄附金及び特別寄附金の受入)

第 7 条 一般寄附金、特定寄附金及び特別寄附金（以下「寄附金等」という。）の受入は、次の各号に掲げる事項を記載した寄附申出書（様式 1）により受け入れるものとする。

(1) 寄附者の氏名及び住所（団体等にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名）

(2) 寄附金額

(3) 寄附金の種類（特定寄付金及び特別寄附金の場合はその使途）

(4) その他参考となる事項

(受領書等の送付)

第 8 条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく寄附金受領証明書(様式 2)を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第 9 条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 36 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益財団法人宮崎文化振興協会個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この規程を施行する上で必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 16 日から施行する。

寄附申出書

年 月 日

公益財団法人宮崎文化振興協会
理事長 様

住 所
ふりがな
氏 名
(法人の場合は法人の名称及び代表者名)
電話番号

公益財団法人宮崎文化振興協会に次のとおり寄附いたします。

寄 附 金 額	円
寄附の種類 いづれかにレ点をつけてください。	☐一般寄附（使途を特定しません） ☐特定寄附（以下のとおり使途を指定します） ☐科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発に関する事業 (宮崎科学技術館において行う事業) ☐歴史、民俗、神話等に関する知識の普及及び啓発に関する事業 (宮崎市生目の杜遊古館・宮崎市佐土原歴史資料館・宮崎天天ヶ城歴史民俗資料館において行う事業) ☐河川及びその周辺の自然、歴史、生活文化等に関する知識の普及及び啓発に関する事業（大淀川学習館において行う事業） ☐文化、市民活動の促進及び公共サービスの維持・向上に関する事業 (宮崎市民プラザにおいて行う事業) ☐その他特定の事業 [] ⇒その他特定の事業を指定する場合は、事前に事務局へご連絡ください ☐特別寄附（使途を に指定します）
払 込 方 法	☐金融機関からのお振り込み 【振込先】宮崎銀行 支店 普通預金 公益財団法人宮崎文化振興協会 理事長 ☐現金持参（宮崎科学技術館内 協会事務局）

【寄附にあたってのご注意】

次のいずれかに該当する場合若しくはそのおそれがある場合は、寄附を受領できない場合がございます。

(1) 寄附者がその寄附により特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附により、税を不法に免れる結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、協会に著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

寄附金受領証明書

¥ _____

ただし、本寄附は当法人の主たる目的である学術及び科学技術、文化及び芸術の振興のために使わせていただきます。

なお、本寄附金は特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第 78 条第 2 項第 3 号又は法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金であることを証明します。

年 月 日

様

公益財団法人宮崎文化振興協会
理事長

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 2
TEL 0985-41-7004 FAX 0985-23-0791

※当法人は公益財団法人の認定を受けております。公益財団法人は特定公益増進法人に該当するため寄附者は寄附金控除を受けることができます。寄附金控除を受けるには本証明書が必要です。

なお、本証明書の再発行はできかねますのでご理解のほどお願い申し上げます。